

## 北部生涯学習推進センター施設の管理に関する規程

(平成22年4月1日制定)

(趣旨)

第1条 この規程は、北部生涯学習推進センター（以下「センター」という。）施設の管理について必要な事項を定めるものとする。

(センターの目的)

第2条 センターは、地域住民の自主的な学習活動支援や地域振興に資する人材の育成など、北部地域の生涯学習を推進することを目的とする。

(事業)

第3条 センターは、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 地域住民の自主的な学習活動支援に関する事業
- (2) 生涯学習関連事業及び人材育成事業の受託事業
- (3) 国際教育に関する事業
- (4) 情報通信・金融人材育成に関する事業
- (5) 観光人材育成に関する事業
- (6) 産官学共同事業に関する事業
- (7) 委託研究及び共同研究に関する事業
- (8) その他、目的を達成するための事業

(用語の定義)

第4条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 利用 個人、団体又は法人がセンターの施設又は付属設備を時間により利用することをいう
- (2) 入居 法人又は団体がセンター設立の目的の要件に該当する事業及び研究をしようとするものが、調査研究室を月単位により使用することをいう

(利用休館日)

第5条 センターの利用休館日は、原則として下記のとおりとする。ただし、理事長が特に必要と認める場合は、これを変更し、又は臨時に休館日を設けることができる。

- (1) 土曜日及び日曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- (3) 12月29日から1月3日までの日
- (4) 6月23日（慰霊の日）

(使用申請)

第6条 センター施設を利用又は入居（以下「使用」という。）しようとするときは、センター施設使用許可申請書（様式1号）を理事長に提出しなければならない。

2 前項の規定により、許可を受けた内容を変更し、又は取消ししようとするときも同様とする。

3 センター施設の使用申請について、利用申請は利用しようとする日の2月前から5日前まで、入居申請については3月前から1月前までに第1項に規定する申請を行わなければならない。

(使用の許可)

第7条 理事長は、前条の規定による使用の申請を許可するときは、センター使用許可証(様式2)を交付するものとする。

2 理事長は、前項の許可を与える場合において、管理上必要な条件を付することができる。

(使用の不許可)

第8条 理事長は、第6条の規定による使用の申請を許可しないときは、センター施設使用不許可通知書(様式3)により使用申請者に通知するものとする。

(使用制限)

第9条 理事長は、次の各号の一に該当するときは、使用を許可しない。

- (1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあるとき
- (2) 施設及び付属設備を毀損し、又は滅失するおそれがあるとき
- (3) 集団的に、又は常習的に暴力的不法行為等を行なうおそれがある組織若しくはこれに準じる反社会的行為をなす団体と認められるとき
- (4) 政治活動、特定の宗教活動及び集会を目的とするもの
- (5) 公序良俗に反する使用と認められるとき
- (6) その他、理事長が管理運営上で支障があると認めるとき

(権利の譲渡の禁止)

第10条 使用許可を受けた者は、センターを使用する権利を他に譲渡し、又は転貸してはならない。

(使用許可の取消し等)

第11条 使用者が、次の各号の一に該当するときは、理事長は使用許可を取り消し、又は制限し、若しくは停止することができる。

- (1) この規定若しくはこの規程に基づく処分に違反し、又はこれらに基づく関係職員の指示にしたがわなかったとき
- (2) 正当な手続によらないで使用の目的、内容等を変更したとき
- (3) 第9条の各号の一に該当するに至ったとき
- (4) 災害その他、不可抗力によりセンターの使用ができなくなったとき

2 前項の規定に基づく使用許可の取消し、制限又は停止によって使用者に損害が生じても、公立大学法人名桜大学はその責めを負わない。

(利用期間及び利用時間)

第12条 センター施設の利用期間は、講義・研修エリアの調査研究室を除き、連続5日を超えることはできない。ただし、理事長が認める場合はこの限りではない。

2 講義・研修エリア及び実習・演習エリアの利用時間は午前9時00分から午後9時30分とする。ただし、休館日の利用については、午前9時00分から午後5時00分とする。

3 滞在型研修エリアの利用時間は、当該日午後3時00分から翌日の午前11時00分とする。ただし、連続で滞在する場合はこの限りではない。

4 講義・研修エリアの調査研究室の入居に関し、必要な事項は別に定める。

(使用料)

第13条 使用料は、別表により算出した額とする。この場合において、1時間未満の利用は1時間として算出する。

2 理事長は、特別の理由があると認めるときは、使用料を減免することができる。

3 入居料については、前月末日までに、利用料については利用の許可を受けたときに納付しなければならない。

4 前項の規定にかかわらず、公共団体又は公共団体的団体が使用する場合はこの限りではない。

(使用料の返還)

第14条 既に納付した使用料は、返還しない。ただし、理事長が特別の理由があると認めるときは、この限りではない。

2 前項の規定により使用料の返還を受けようとする者は、センター使用料返還申請書(様式4)を理事長に提出しなければならない。

(使用料の減免)

第15条 第13条第2項に規定する減免は次のとおりとする。

(1) 北部12市町村の児童、生徒及び学生が団体に利用する場合

(2) 北部12市町村及び公共的広域団体が主催する行事

(3) その他、理事長が特に認める場合は、その都度理事長が定める額とする。

2 前項の減免を受けようとする者は、センター施設使用減免申請書(様式5)を理事長に提出しなければならない。

(入居の制限)

第16条 理事長は、次の各号の一に該当する者に対しては、センター立ち入り、又は退去を命ずることができる。

(1) 他人に迷惑を及ぼすおそれがある者

(2) センターの施設、付属設備又は備品を損傷するおそれがある者

(3) その他センターの管理上支障を及ぼすおそれがある者

(使用者の管理義務)

第17条 使用者は、センターの使用に当たっては、この規程を守り使用する施設及び付属設備について善良なる管理者の注意を持って管理しなければならない。

2 滞在研修エリアの使用に関し、必要な事項は別に定める。

(職員の立ち入り)

第18条 センター職員は、職務執行のため、使用中の場所に立ち入ることができる。

(現状回復の義務)

第19条 使用者は、センターの使用を終了したとき、又はその使用を取り消されたときは、直ちにその場所を現状に復し、職員の検査を受けなければならない。

2 使用者が前項の規定する義務を履行しないときは、理事長が代わってこれを行い、

その費用を使用者から徴収することができる。

(損害賠償)

第20条 使用者は、センターの施設、付属設備及び備品を故意又は過失により毀損し、又は滅失したときは、規程に定めるところにより現状に復し、かつその損害を賠償しなければならない。

(過料)

第21条 詐欺その他不正の行為により、使用料の減免を受けた者に対しては、その減免金額の5倍に相当する金額の過料を科する。

(遵守事項)

第22条 使用者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 所定の場所以外において飲食し、喫煙し、又は火気を使用しないこと
- (2) 指定の場所以外に出入りしないこと
- (3) 放歌その他これに類する行為により他人に迷惑をかけること
- (4) 他人に危害を及ぼし、迷惑となる物品又は動物の類を携帯しないこと
- (5) その他、関係職員又は管理人の指示に従うこと

(補則)

第23条 この規程の施行に関し、必要な事項は理事長が別に定める。

2 この規程の改廃は、理事長がこれを行なう。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則 (平成25年3月29日)

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。